

「国産材構造材について」

国産材構造材担当
丸榮木材株式会社
飯島 義雄

○経緯

- ・木造住宅の構造材は、輸入材も含めて様々な樹種が使われております。その中で、実際に首都圏で使われている国産材の杉・桧の構造材の評定を、国産材構造材担当の私 飯島が行っております。
- ・この評定項目の前身は、国産材製材の先進県でもある「九州材」です。九州地区には、安定供給出来る大型工場が多くあった事から、関東周辺の国産材供給元として、流通しております。その後、関東周辺や東日本でも安定的に生産出来る大型工場が出来た事により、「首都圏で流通している国産材」という項目で、平成29年1月より新設されました。

○国産材構造材の定義

- ・前述の中で、国産材構造材の価格評定をするにあたり、以下の定義を設定させて頂いております。
 - ①産地を限定しない
 - ②量産されており、首都圏で流通している材とする
 - ③品質は、KD材のAグレードとする
 - ④評定価格は、「バンドル単価」ではなく「バラ出し単価」とする

○国産材構造材の流通

- ・構造材の流れは、生産の効率化からプレカット工場への販売が主となりました。その中で、価格交渉や安定供給機能として、様々な形で問屋として流通にも深くかかわっております。また、工場も必要以上の在庫をしない傾向が増えている事から、問屋や商社がその機能を求められるケースも見られます。また、実際に構造材として使うのではなく、家具やインテリアとして構造材を使用する場合も首都圏では見られるようになっております。

○JAS構造材における補助事業

- ・そのような中、林野庁では、従来木造戸建て住宅用に生産されていた製材品を、非住宅まで拡げる為の補助事業を実施しております。

「JAS製材品需要拡大事業」、構造部材にJAS構造材を利用する非住宅建築物に対して、林産物JASの調達費の一部が、助成される制度です。国産材構造材の中では、「機械等級区分のJAS構造用製材品」が対象となります。

- ・申請期間は、事業申請の締切：2019年12月20日、助成金申請の締切：2020年1月31日となります。
申請先は、各都道府県の木材団体（東京都の場合は、都木連）となります。

非住宅建築に JAS構造材の利用を!!

**構造部材にJAS構造材[®]を利用する非住宅建築物に対して、
林産物JASの調達費の一部が助成されます。**

【林野庁補助事業】

※1 本事業における「JAS構造材」とは、機械等級区分構造用製材及び2×4製材とCLT（直交集成材）を指し、認定されたことをいいます。

本事業の目的
本事業の目的は、これまで木材利用が低レベルであった非住宅分野を中心とする建築物において、品質や性能が明確で構造計算が可能なJAS構造材を積極的に利用することで、JAS構造材の格付実績を引き上げ、流通量を拡大することです。

JAS制度とは
「JAS規格制度」とは農林水産大臣が制定した「日本農林規格（JAS規格）」に基づく品質検査方法・生産方法・流通方法などの基準を満たす商品（飲食物品や林産物など）に対してのみ、JASマークを付けることが認められている任意の制度です。

JAS構造材を使うメリット
JASマークが付いている木製品は、厳格な審査・管理によって安定した品質・性能を保っていることから、建築資材などに安心して利用することができます。

【JAS構造材利用拡大事業対象物件】

構造部にJAS構造材を利用 & 非住宅物件

店舗 事務所 倉庫 畜舎 旅館などの宿泊施設
私立の福祉施設 私立の教育関連施設 私立の診療所、病院

【各種申請の締切】
事業申請：2019年12月20日 交付申請：2020年1月31日

事業の詳細は
ホームページで

JAS構造材

<https://www.jas-kouzouzai.jp>

ホームページで「JAS構造材利用拡大事業」の概要・応募方法の解説・公募要領や申請様式のダウンロード・JAS構造材利用拡大宣言事業者の公募などを詳しく紹介しています。

【詳細についてのお問い合わせ】
一般社団法人 全国木材組合連合会
TEL: 03-6550-8540 (平日10:00~17:30) メールアドレス: info@jas-kouzouzai.jp

【事業の流れ】

1

**JAS構造材
活用拡大宣言事業**

宣言の申請 → 登録

➔

2

**JAS構造材
個別実証支援事業**

物件の申請 → 交付申請 → 助成金交付

1 【JAS構造材 活用拡大宣言事業】
建築会社、設計士などの建築関係事業者や製材業者、プレカット事業者などの木材関連事業者に格付実績の低いJAS構造材の活用を宣言していただきます。また、宣言を行った事業者を公表し、見える化することで市場の活性化を図ります。

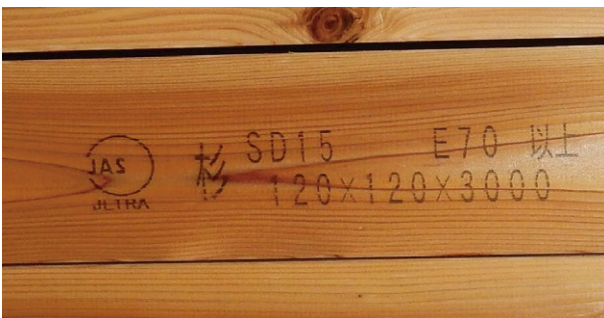
2 【JAS構造材 個別実証支援事業】
JAS構造材活用拡大宣言事業者における登録事業者が、非住宅建築物（国、地方公共団体が実施主体の建築物を除く）において、構造部分にJAS構造材を利用することを通じて、設計、調達、施工等におけるJAS構造材の利用に関する課題の抽出、改善案の提案などを行っていただきます。

【個別実証支援事業の概要】

助成対象のJAS構造材	ア 機械等級区分構造用製材	イ 2×4製材	ウ CLT
条件	機械等級区分構造用製材が構造上重要な箇所（柱、梁桁、トラス、土台）の一部に用いられること	特級製材構造用製材及び特級製材が構造上重要な箇所（柱、床、屋根、構架材）の一部に用いられること	CLT（直交集成材）が構造上重要な箇所（壁、床、屋根、構架材）の一部に用いられること
実証支援額	・機械等級区分製材及び目視等級製材を使用する床面積（住宅部分を除く）に下記平米単価を階毎に算出したものを合計した額 ①計画、②実績 ①②のうち最も低い金額 ①②③のうち最も低い金額 ・平米単価は、 最上階から数えて3未満の階：2,000円/平米（非木造、住宅占有階を除く） 最上階から数えて3以上の階：4,000円/平米	・2×4製材を使用する床面積（住宅部分を除く）に下記平米単価を階毎に算出したものを合計した額 ①計画、②実績 ①②のうち最も低い金額 ・平米単価は、 最上階から数えて3未満の階：2,000円/平米（非木造、住宅占有階を除く） 最上階から数えて3以上の階：4,000円/平米	・使用するCLT材積に下記平米単価を算出した額 ①計画、②実績 ①②のうち最も低い金額 ・平米単価は、140,000円/立米
上記に加え、JAS構造材の使用量に応じて、その他林産物JASの調達費の一部を支援します。			
上取額：1,000平米未満、且つ最上階からの階数（非木造及び住宅占有の階は除く）が4未満=1,500万円/棟 1,000平米以上、または最上階からの階数（非木造及び住宅占有の階は除く）が4以上=3,000万円/棟			

*支援対象となる建物の要件、助成額の計算方法、JAS構造材以外の林産物JASへの支援などの詳細については個別実証支援事業のページに掲載の「JAS構造材個別実証支援事業に係る公募要領」をご覧ください。

出典：非住宅建築にJAS構造材の利用を!!
一般社団法人 全国木材組合連合会



「機械等級区分のJAS構造用製材品」

・国内の森林資源が増加し、伐採期を迎える中、非住宅への活用の可能性は、国産材構造材が使用される可能性を拡大させる事に繋がります。更に、CLTの普及により高層ビルでの木材活用も話題になってきました。

「コンクリートから木材へ」、まさにそれが実現する時代に入ってきたと感じます。